

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

総括保護管理者決定

令和4年3月28日

個人情報保護法の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の利用料に関する決定

(趣旨)

第1条 この決定は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第113条の規定(同法第116条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づき行う行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に係る手数料について、同法第117条第3項から第5項までの規定に基づき定めるものである。

(利用料の納付方法)

第2条 個人情報保護法第117条第3項の規定に基づき、次条各項に規定する利用料は、銀行口座への振込等、契約の締結にあたり機構が指定する方法で納付するものとする。

(利用料の額)

第3条 個人情報保護法第117条第4項の規定に基づき、機構と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付する利用料の額について、第2項及び第3項のとおり定める。

2 個人情報保護法第117条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

ロ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

3 個人情報保護法第117条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二号に掲げる者以外の者 個人情報保護法第113条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が同法第117条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 個人情報保護法第113条(同法第116条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(利用料の公表)

第4条 個人情報保護法第117条第5項の規定に基づき、本決定は機構ホームページへの掲載により、一般の閲覧に供するものとする。

附則

本決定は、令和4年4月1日から施行する。